

【報酬告示の改正案】

介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額

(平成 27 年 4 月施行分)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「 <u>施行法</u> 」という。）第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（以下「 <u>居住費の特定負担限度額</u> 」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。			介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「 <u>施行法</u> 」という。）第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（以下「 <u>居住費の特定負担限度額</u> 」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		
所得の区分	居室等の区分	額	所得の区分	居室等の区分	額
一	イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「 <u>施行規則</u> 」という。）第百七十二條の二において適用する施行規則第八十三條の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者（以下「 <u>特定旧措置入所者</u> 」という。）以外のもの	ユニット型個室 千三百十円 ユニット型準個室 千三百十円 従来型個室（特養等） 一日につき八百二十円 多床室 一日につき三百七十円	一	イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「 <u>施行規則</u> 」という。）第百七十二條の二において適用する施行規則第八十三條の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者（以下「 <u>特定旧措置入所者</u> 」という。）以外のもの	ユニット型個室 千三百十円 ユニット型準個室 千三百十円 従来型個室 一日につき八百二十円 多床室 一日につき三百二十円

一頁

ロ 施行規則第百七十二條の二において適用する施行規則第八十三條の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもので、かつ、特定旧措置入所者以外のもの	ハ 施行規則第百七十二條の二において適用する施行規則第八十三條の五第四号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの	特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの	イ 施行規則第百七十二條の二において適用する施行規則第八十三條の五第一号に掲げる者	ユニット型個室 千三百十円 ユニット型準個室 千三百十円 従来型個室 多床室 一日につき三百二十円
				ユニット型個室 千三百十円 ユニット型準個室 千三百十円 従来型個室 多床室 一日につき三百二十円
ロ 施行規則第百七十二條の二において適用する施行規則第八十三條の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもので、かつ、特定旧措置入所者以外のもの	ハ 施行規則第百七十二條の二において適用する施行規則第八十三條の五第四号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの	特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの	イ 施行規則第百七十二條の二において適用する施行規則第八十三條の五第一号に掲げる者	ユニット型個室 千三百十円 ユニット型準個室 千三百十円 従来型個室 多床室 一日につき三百二十円
				ユニット型個室 千三百十円 ユニット型準個室 千三百十円 従来型個室 多床室 一日につき三百二十円

二頁

	ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの				
三	イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、指定地域密着型サービス（介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス）をいい、同法第八十二条第二十一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをい	特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの	ユニット型個室	ユニット型個室	一日につき 八百二十円
			ユニット型準個室	ユニット型準個室	一日につき 四百九十円
			従来型個室	従来型個室	一日につき 三百二十円
			多床室	多床室	一日につき 零円

	ロ 施行規則第七十二條の二において準用する施行規則第八十三條の五第一号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの				
三	イ 特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの ロ 施行規則第七十二條の二において準用する施行規則第八十三條の五第一号に掲げる者であつて、指定地域密着型サービス（介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第四十二條の二第一項に規定する指定地域密着型サービス）をいい、同法第八十二條第二十一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八條第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをい	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
		一日につき 八百二十円	一日につき 四百九十円	一日につき 三百二十円	一日につき 零円

三頁

三	う。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五條第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年中の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額（以下「公				

三	う。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五條第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年中の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額（以下「公				

四頁

四	て、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第百七十二条の二において適用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、公的年金等の収入金額等の合計額が八十万円以下であるもの ロ 施行規則第百七十二条の二において適用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（二の項ロに掲げる者を除く。）	ユニット型個室	個室	一日につき 八百二十円	一日につき 四百九十円
		ユニット型個室	個室	一日につき 八百二十円	一日につき 四百九十円

四	て、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第百七十二条の二において適用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、公的年金等の収入金額等の合計額が八十万円以下であるもの ロ 施行規則第百七十二条の二において適用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（二の項ロに掲げる者を除く。）	ユニット型個室	個室	一日につき 八百二十円	一日につき 四百九十円
		ユニット型個室	個室	一日につき 八百二十円	一日につき 四百九十円

五頁

護を必要としない状態となるもの（二の項ロに掲げる者を除く。）

定負担限度額をいう。 （以下同じ。） （一）及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、介護保険法の施行の現に介護保険法施行の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十三年法律第八十二号）第二十八条第一項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額（以下「費用徴収額」という。）
--

護を必要としない状態となるもの（二の項ロに掲げる者を除く。）

定負担限度額をいう。 （以下同じ。） （一）及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、介護保険法の施行の現に介護保険法施行の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十三年法律第八十二号）第二十八条第一項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額（以下「費用徴収額」という。）
--

六頁

[illegible]

従来型個室	を上げる場合にあっては、一日につき拳(円)一日につき四百二十円。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次の掲げる額とす イ 基準額にかゝる当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に、特等食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を
-------	--

従来型個室	徴収額を が、費用 加えた額 限度額を 特定負担 居住費の 度額及び 定負担限 食費の特 した額に 額を控除 して得た 十五を乗 百分の九 基準額に か当該 イ 基準額	上回る場 合にあって は、一日に つき零円)
-------	---	--

七頁

上回る場合（口に
掲げる場合）
合を除く一
日につき
三百二十
円

口 基準額
から当該
基準額の
百分の九
十五を乗
じて得た
額を控除
した額に
食費の特
定負担限
度額及び
一日につ
き三百二
十円とし
た居住費
の特定負
担限度額
を加えた
額が、え
た費用徴
収額を上
回る場合

場 合 一
上 回 る
合 (ロ に
掲 げ る 場
合 を 除 く
°)
日 に つ き
三 百 二 十
円
口 基 準 額
か ら 当 該
基 準 額 に
百 分 の 九
十 五 を 乗
じ て 得 た
額 を 控 除
し た 額 に
食 費 の 特
定 負 担 限
度 額 及 び
一 日 に つ
き 三 百 二
十 円 と し
た 居 住 費
の 特 定 負
担 限 度 額
を 加 え た
額 が 、 費
用 徴 収 額
を 上 回 る
場 合 一

八頁

五	特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて	ユニット型個室 ユニット型準個室 従来型個室 多床室	一日につき 八百二十円 四百九十円 一日につき 三百二十円 一日につき	多床室	一日につき 三百七十円 (基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合にあっては、一日につき零円)	一日につき 零円
---	--	-------------------------------------	--	-----	---	-------------

五	特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて	ユニット型個室 ユニット型準個室 従来型個室 多床室	一日につき 八百二十円 四百九十円 一日につき 三百二十円 一日につき	多床室	一日につき 三百七十円 (基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合にあっては、一日につき零円)	一日につき 零円
---	--	-------------------------------------	--	-----	---	-------------

九頁

ロ	、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく老齢福祉年金(その金額につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有するもの(以下「老齢福祉年金受給者」という。)	零円
ハ	施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの(一の項ロ及び三の項ロに掲げる者を除く。)	
ヘ	施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	

ロ	、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく老齢福祉年金(その金額につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有するもの(以下「老齢福祉年金受給者」という。)	零円
ハ	施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの(一の項ロ及び三の項ロに掲げる者を除く。)	
ヘ	施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	

一〇頁

六	特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金受給者又はこれに準ずると認められるもの ロ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（二の項ロ及び四の項ロに掲げる者を除く。） ハ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	ユニット型個室 ユニット型準個室 多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室 多床室	一日につき 八百二十円 零円

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案

六	特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金受給者又はこれに準ずると認められるもの ロ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（二の項ロ及び四の項ロに掲げる者を除く。） ハ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	ユニット型個室 ユニット型準個室 多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室 多床室	一日につき 八百二十円 零円

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案

一一頁

して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号。以下「特定居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、特定居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、特定居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室をいう。

四 この表において「多床室」とは、特定居住費用告示の表備考四に規定する多床室をいう。

五 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイ(1)若しくは(2)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス費等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)（a若しくはb若しくはロ(2)（a若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。

して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号。以下「特定居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、特定居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、特定居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室をいう。

四 この表において「多床室」とは、特定居住費用告示の表備考四に規定する多床室をいう。

五 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスサービスのイ(1)、(2)若しくは(3)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス費等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)（a、b若しくはc若しくはロ(2)（a若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。

一二頁